



福岡医発第 3288 号 (総)
令和 3 年 3 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

麻薬の無免許施用・不正譲渡事案の発生について

今般、福岡県保健医療介護部長より、県内において麻薬施用者免許のない医師が麻薬処方せんを患者に交付し、薬局（麻薬小売業者）が患者に麻薬を譲渡した事案が別添違反事例 1.2 のとおり発生した旨、通知がまいりましたので、お知らせいたします。

本行為は、麻薬の無免許施用並びに麻薬の不正譲渡になりますので、留意事項として、医療機関においては、麻薬施用者免許の有無、免許の有効期間の確認を徹底すること、また、薬局（麻薬小売業者）においては、麻薬処方せんに記載すべき法定事項の確認を徹底し、処方せん中に疑わしい点があるときは、必ず疑義照会を行うことと示されております。

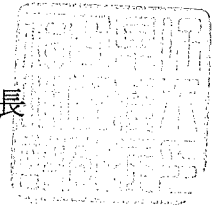
つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

麻薬担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(薬務課麻薬係)



麻薬の無免許施用・不正譲渡事案の発生について（通知）

薬務行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今般、県内において麻薬施用者免許のない医師が麻薬処方せんを患者に交付し、薬局（麻薬小売業者）が患者に麻薬を譲渡した事案が下記違反事例のとおり発生しました。

本行為は、医師においては、麻薬の無免許施用（麻薬及び向精神薬取締法第 2 7 条第 1 項違反）、薬局においては、麻薬の不正譲渡（同法第 2 4 条第 1 1 項違反）になります。

つきましては、各医療機関及び薬局において、下記事項にご留意のうえ、麻薬の適正な取扱いの徹底について、貴会員に周知くださるようお願いいたします。

記

1 留意事項

医療機関においては、麻薬の施用に当たって、麻薬施用者免許の有無、免許の有効期間の確認を徹底すること。

薬局（麻薬小売業者）においては、麻薬処方せんに記載すべき法定事項の確認を徹底し、処方せん中に疑わしい点があるときは、必ず疑義照会を行うこと。

2 違反事例

(1) 事例 1

医師が麻薬施用者免許継続申請手続きを失念し、その有効期間が満了した。医師はこのことに気付かず、麻薬処方せん（無効となった免許番号の記載あり）を患者に交付した。

薬局は、処方せんに免許番号が記載されていることまでは確認したが、無効となった免許番号であることに気付かずに患者に麻薬を譲渡した。

(2) 事例 2

医師は麻薬施用者免許の有効期間に期限があることを認識しておらず、継続申請の手続きを行わなかったため、その有効期間が満了した。医師はこのことに気付かず、麻薬処方せん（免許番号の記載なし）を患者に交付した。

薬局は、処方せんの FAX を受け付けた際、免許番号が記載されていないことに気付かずに調剤し、処方せんの原本受領後も確認が不十分なまま、患者に麻薬を譲渡した。

○ 麻薬及び向精神薬取締法第5条（免許の有効期間）

麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日（注：免許の始期の意味）からその日の属する年の翌々年の12月31日までとする。

※ 福岡県の麻薬施用者免許番号は、7桁。免許番号の上2桁は、免許の始期の日が属する年（西暦）の下2桁となっている。

免許の始期の日	免許番号の上2桁	有効期間
H31.1.1～R1.12.31の間	第19・・・号	免許の始期～R3.12.31
R2.1.1～R2.12.31の間	第20・・・号	免許の始期～R4.12.31
R3.1.1～R3.12.31の間	第21・・・号	免許の始期～R5.12.31

○ 麻薬及び向精神薬取締法第27条第1項（施用、施用のための交付及び麻薬処方せん）
麻薬施用者でなければ、麻薬を施用し、もしくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。○ 麻薬及び向精神薬取締法第27条第6項（施用、施用のための交付及び麻薬処方せん）
麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名（患者にあっては、その種類並びにその所有者又は管理者の氏名又は名称）、麻薬の品名、分量、用法容量、自己の氏名、免許証の番号その他厚生労働省令で定める事項を記載して、記名押印又は署名をしなければならない。

「麻薬処方せんの記載事項」

- ① 患者の氏名、年齢（又は生年月日）
- ② 患者の住所
- ③ 麻薬の品名、分量、用法、用量（投薬日数を含む）
- ④ 処方せんの使用期間（有効期間）
- ⑤ 処方せん発行年月日
- ⑥ 麻薬施用者の記名押印又は署名、免許番号
- ⑦ 麻薬診療施設の名称、所在地

ただし、院内処方せんの場合には、上記の②、④、⑦の事項を省略できる。

○ 麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項（譲渡し）

麻薬小売業者は、麻薬処方せん（第27条第3項又は第4項の規定に違反して交付されたものを除く。）を所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

「薬局における麻薬管理マニュアル」（厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課）

麻薬処方せんの記載事項のうち、麻薬施用者の免許番号、患者の住所については、一般の処方せんにはない項目であるので、麻薬小売業者において、麻薬処方せんを受け付ける場合は、必ず当該項目が記載されていることを確認すること。

○ 薬剤師法第24条

薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならないこと。